



様式第16号(第12条関係)

令和5年4月18日

三豊市長 山下昭史 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬1978番地1
	団体の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
	代表者氏名	理事長 三好 章由
	電話番号	0875-73-6228

地域内分権推進交付金実績報告書

令和4年4月1日付け三政地第3号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 11,130,273円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和４年度 まちづくり推進隊みの 事業報告書
(令和４年４月１日 ～令和５年３月３１日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

１ 事業の成果

- (１) 長引くコロナ禍において感染症予防対策を十分行いながら、住民のみなさんと共に活動を行ってきた。それぞれの課題解決を行いながら、関係団体と協力し一応の成果があった。
- (２) 自主事業は、地域活性部・環境文化部・健康福祉部・イベント推進部を中心に活動した。
これらの自主事業を継続しながら今後も成果を期待し、持続可能な事業展開を続け、今年度はこども服のリユース事業を開始した。また、香川県の補助金を活用して当町内の懐かしく後世に引き継いでいきたい写真を集めた「伝えたい記憶」写真集を作成した。
- (３) 移譲業務は、計画に沿って支障なく業務処理した。

２ 個別事業報告書

(1)自主事業

地域活性部

事業名	シェア畑と休耕田の活用		
事業内容	休耕田では幼稚園児を対象に野菜の収穫体験を行った。またシェア畑は２組が利用した。菌ちゃん土づくりでは、土壌改良を行い野菜の栽培と寄せ植え体験を行った。フジバカマの畑では、あさぎまだらの飛来がみられた。		
実施日時	通年		
実施場所	町内各休耕田		
参加者・受益者	近郊住民（シェア畑利用２組）		
役務提供者	実人数 24人		
決算額	収入決算額	116,470 円	支出決算額 116,470 円
	内訳 受取交付金	87,570 円	内訳 諸謝金(講師料) 5,000 円
	受取負担金	28,900 円	消耗品費 86,358 円
			食糧費(活動用飲物) 4,992 円
			燃料費 8,140 円
			賃借料 10,570 円
			保険料 700 円
			支払手数料 110 円
			図書費 600 円

事業名	荳胡麻の栽培促進		
事業内容	休耕田を利用して、健康に良い荳胡麻の栽培を促進し、栽培者の増加と栽培面積の拡大に取り組み健康づくりに役立てた。		
実施日時	通年（5/17 種蒔き）		
実施場所	町内休耕田		
参加者・受益者	作付者 15 人		
役務提供者	実人数 6 人		
決算額	収入決算額	21,825 円	支出決算額 21,825 円
	内訳 受取交付金	15,025 円	内訳 消耗品費 19,425 円
	受取負担金	6,800 円	食糧費(活動用飲物) 2,400 円

事業名	野菜収穫体験		
事業内容	地元農業団体の協力により収穫しない野菜を提供してもらい、親子で食品ロスについて学びながら収穫体験を行った。またヘルスメイトとともに、レシピを学んだ。		
実施日時	7 月 4 日・1 月 22 日		
実施場所	三野町下高瀬地区の圃場		
参加者・受益者	34 人（10 組）・21 人（8 組）		
役務提供者	延人数 14 人		
決算額	収入決算額	9,495 円	支出決算額 8,924 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 保険料 1,988 円
	受取負担金(参加費)	9,495 円	諸謝金(参加費充当) 4,436 円
			消耗品費 2,280 円
			支払手数料 220 円

環境文化部

事業名	学校教育を通じた環境美化活動		
事業内容	町内の各学校施設のプールやトイレの清掃活動に地域も関わりながら、環境美化への意識が高まるよう取り組んだ。		
実施日時	9 月 15 日		
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校		
参加者・受益者	園児・児童・生徒・教職員・PTA		
役務提供者	延人数 200 人		
決算額	収入決算額	106,130 円	支出決算額 106,130 円
	内訳 受取交付金	106,130 円	内訳 業務委託費 100,000 円
			消耗品費 6,130 円

事業名	里山整備推進事業		
事業内容	町内9つの団体が、里山に親しめるよう各山の整備を行い、「みの里山の日」イベントを開催した。また、みの里山 Map を増刷した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内の里山		
参加者・受益者	とんぎり山 28 人 北村 79 人 真山 31 人 真平山 80 人 貴峰山 37 人 聖天山 98 人 前山 7 人 火上山 9 人 松峯山 46 人 5/14 里山の日 22 人 3/21 里山の日 30 人 (延人数 467 人)		
役務提供者	里山の日（真平山）5/14 13 人（令和3年度から順延のため） スタッフ会議：5/9 12 人・10/13 13 人・2/16 14 人 里山の日（貴峰山他）3/21 14 人 (実人数 66 人)		
決算額	収入決算額	537,700 円	支出決算額 537,700 円
	内訳 受取交付金	537,700 円	内訳 業務委託費 72,900 円
			印刷製本費 79,000 円
			会議費 4,992 円
			旅費交通費 2,580 円
			通信運搬費 2,268 円
			消耗品費 274,363 円
			食糧費(活動飲物) 24,766 円
			燃料費 19,591 円
			保険料 57,240 円

事業名	生活環境支援事業		
事業内容	古紙等の持込収集と三野町環境美化運動を実施した。		
実施日時	環境美化：6 月 5 日・10 月 30 日・2 月 5 日 古紙収集：9 月 10 日・3 月 11 日		
実施場所	下高瀬小学校駐車場		
参加者・受益者	町民		
役務提供者	延人数 28 人		
決算額	収入額	205,066 円	支出決算額 57,136 円
	内訳 受取補助金	128,040 円	内訳 諸謝金 45,000 円
	雑収益(未収金含)	77,026 円	消耗品費 7,144 円
	収益 205,066 円 (内 未収金 26,581 円)		食糧費(活動用飲物) 4,992 円
	支出 57,136 円 (自主財源)		
	差額 147,930 円		

事業名	グリーンカーテン		
事業内容	放課後児童クラブの子供たちと、夏にグリーンカーテンを育て地球に優しい省エネ生活と環境学習に取り組んだ。冬には地域の方からの苗の提供をうけ交流を行った。また、県のかがわ緑のカーテンプロジェクトでは、3か所の公共施設でグリーンカーテンを育て省エネに取り組んだ。		
実施日時	通年		
実施場所	はつらつセンター花壇、小中学校、市民センター三野		
参加者・受益者	大見放課後児童クラブ、児童、生徒、職員		
役務提供者	延人数 187 人		
決算額	収入決算額	56,496 円	支出決算額 56,496 円
	内訳 受取交付金	56,496 円	内訳 消耗品費 56,496 円

健康福祉部

事業名	スキル up クッキング		
事業内容	小学生の子どもたちに役立つ調理の技をそれぞれの分野のプロに教わった。感染対策のため調理品はテイクアウトとし、うどん作りとスイーツ作りの講座を開催した。		
実施日時	11 月 23 日・2 月 11 日		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	24 人・20 人		
役務提供者	延人数 11 人		
決算額	収入決算額	44,338 円	支出決算額 44,338 円
	内訳 受取交付金	4,338 円	内訳 諸謝金 40,000 円
	受取負担金(参加費)	40,000 円	通信運搬費 420 円
			消耗品費 3,136 円
			保険料 672 円
			支払手数料 110 円

事業名	お助け隊		
事業内容	制度の谷間にある人々の支援を目的とし、草取りや掃除及び通院支援等の生活支援活動を行った。		
実施日時	通年（支援日数 93 日 総支援時間 183 時間）		
実施場所	支援者要望地		
参加者・受益者	支援登録者 12 人（延 110 人）		
役務提供者	実人数 10 人		
決算額	収入決算額	173, 111 円	支出決算額 173, 111 円
	内訳 受取交付金	110, 151 円	内訳 給料手当 172, 755 円
	受取負担金	62, 960 円	消耗品費 356 円

事業名	市民集いの場作り		
事業内容	感染予防に注意しながら、毎月開催の定期イベントを行った。また中止していたカラオケを再開し高齢者の生きがい作りと交流を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	みの元気塾（三野町太陽の家）		
参加者・受益者	延人数 800 人		
役務提供者	延人数 50 人		
決算額	収入決算額	138, 361 円	支出決算額 138, 361 円
	内訳 受取交付金	138, 361 円	内訳 業務委託費 88, 000 円
			消耗品費 40, 361 円
			賃借料 10, 000 円

事業名	オレンジかふえみの		
事業内容	認知症に不安をもつ高齢者やその家族の集いの場を確保し、専門家のお話や体操等楽しい催しを開催した。（三豊市地域包括支援センター委託事業）		
実施日時	5 月～3 月までの第 3 水曜日（8 月除く）		
実施場所	太陽の家、三野町保健センター		
参加者・受益者	延人数 80 人		
役務提供者	延人数 76 人		
決算額	収入決算額	93, 969 円	支出決算額 93, 969 円
	内訳 受取交付金	13, 969 円	内訳 諸謝金 80, 000 円
	受託事業収益	80, 000 円	消耗品費 13, 969 円

事業名	みの生活カレンダー		
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の1ヶ月の情報を集約し、生活カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。		
実施日時	通年		
実施場所	事務局		
参加者・受益者	全町民		
役務提供者	延人数 48 人		
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

イベント推進部

事業名	婚活イベント		
事業内容	香川県内在住の男女を対象に、出会いの機会を提供し結婚を推進するとともに、地域の活性化と少子化の改善を図るためのイベントを2回開催した。 (かがわ縁結び支援センター共催)		
実施日時	5月15日・10月16日		
実施場所	蘭ズガーデン・宗吉かわらの里展示館		
参加者・受益者	28人・23人		
役務提供者	延人数 28 人		
決算額	収入決算額	197,819 円	支出決算額 197,819 円
	内訳 受取交付金	69,319 円	内訳 諸謝金 5,000 円
	受取負担金(参加費)	128,500 円	印刷製本費 50,820 円
			旅費交通費 8,000 円
			通信運搬費 5,108 円
			消耗品費 92,531 円
			食糧費(活動用飲物)9,600 円
			賃借料 5,000 円
			保険料 2,650 円
			支払手数料 19,110 円

事業名	各種講演会		
事業内容	感染症対策を行い理学療法士による健康についての講演会を3回と無料のスマホ教室を6回コースで開催した。また、7町まちづくりの自主事業発表会を実施し、会員向けに上映会を開催した。		
実施日時	健康講座 5月18日・6月15日・7月20日 スマホ教室 8月～10月 自主事業発表会 7月30日（上映会10月19日）		
実施場所	生涯学習センター・マリノウエーブ		
参加者・受益者	23人・15人×6回・35人（15人）		
役務提供者	延人数68人		
決算額	収入決算額	45,839円	支出決算額 45,839円
	内訳 受取交付金	34,339円	内訳 諸謝金（講師料） 24,000円
	受取負担金（参加費）	11,500円	通信運搬費 8,064円
			消耗品費 5,805円
			研修費 7,970円

事業名	研修講座・視察研修		
事業内容	新型コロナウイルス感染防止のため中止。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	(延人数 0人)		
役務提供者	(実人数 0人) (延人数 0人)		
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳
	受取負担金（参加費）	0円	

事業名	夏休みこども寺子屋		
事業内容	夏休み期間中の町内小学生を対象に、10教室を開催した。学校では体験できない講座を計画しいろいろな体験ができるよう実施した。どの教室も応募者が多く抽選を行った。		
実施日時	8月1日～12日		
実施場所	三野町保健センター・三野町生涯学習センター		
参加者・受益者	延人数313人		
役務提供者	延人数51人		
決算額	収入決算額	70,000円	支出決算額 70,000円
	内訳 受取交付金	40,000円	内訳 諸謝金（講師料） 70,000円
	受取負担金（参加費）	30,000円	

事業名	子ども衣料リユース事業	
事業内容	SDGs 推進パートナーとして、子ども服のリユースイベントを行った。学用品のリユースは福祉のまちづくり会みのと共催した。	
実施日時	7月31日・11月23日・2月26日	
実施場所	三野町生涯学習センター	
参加者・受益者	延人数 217 人	
役務提供者	延人数 21 人	
決算額	収入決算額	15,805 円
	支出決算額	15,805 円
	内訳 受取交付金	8,905 円
	内訳 諸謝金(参加費充当)	1,000 円
	受取負担金(参加費)	6,900 円
	通信運搬費	330 円
	消耗品費	12,075 円
	食料費(活動用飲物)	2,400 円

事業名	地域の歴史を学び後世へ伝える「三野町の歴史写真集・冊子作成」事業	
事業内容	香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金を活用し、古い写真等を集め写真集を作成し、地域の歴史を振り返り交流や学習に活用した。また若い世代や移住者に三野の歴史を伝えた。	
実施日時	6月～2月	
実施場所	三野町内	
参加者・受益者	町民	
役務提供者	延人数 69 人	
決算額	収入決算額	630,013 円
	支出決算額	630,013 円
	内訳 受取交付金	230,013 円
	内訳 諸謝金	10,000 円
	受取補助金	400,000 円
	印刷製本費	537,900 円
	会議費	7,584 円
	旅費交通費	896 円
	通信運搬費	16,320 円
	消耗品費	37,313 円
	賃借料	20,000 円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	495,000 円	支出決算額 495,000 円
	内訳 受取交付金	495,000 円	内訳 支払助成金 495,000 円
			(@5,000×99 自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業 3 件 ③環境美化の日（6 月 5 日・10 月 30 日）、研修会（12 月 12 日） ④三野町を美しくする運動（2 月 5 日）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年 1 回開催した。 (イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	生涯学習センター、保健センター等の消耗品補充と軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	163,544 円	支出決算額 163,544 円
	内訳 受取交付金	163,544 円	内訳 消耗品費 116,904 円
			修繕費 46,640 円

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。4/8・9/30（7/5 雨天中止）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	9,600 円	支出決算額 9,600 円
	内訳 受取交付金	9,600 円	内訳 食糧費(活動用飲物) 9,600 円

事業名	梅の里維持管理業務		
事業内容	三豊市の所有する土地にある梅の木の管理、下草の草刈り等の維持管理業務を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町大見		
対象者	三野町民	従事人数	梅の里づくりの会
決算額	収入決算額	110,000 円	支出決算額 110,000 円
	内訳 受取交付金	110,000 円	内訳 支払助成金 110,000 円

3 総会、理事会等の開催状況

会議名	理事会
開催日時	令和4年4月7日（木）19時00分～19時40分
出席状況	13名（理事11名、監事2名）
審議及び議事内容	総会資料について 講演会事業（健康講座）について

会 議 名	通常総会
開 催 日 時	令和4年4月21日（木） 13時30分～14時00分
出 席 状 況	出席者数9名、書面議決数76名
審 議 及 び 議 事 内 容	令和3年度事業報告及び収支決算報告について 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年5月23日（月） 19時00分～19時35分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年6月20日（月） 19時00分～20時10分
出 席 状 況	13名（理事11名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年7月19日（月） 19時00分～20時30分
出 席 状 況	13名（理事11名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	まちづくり推進隊の運営について 婚活について 令和5年度事業計画（案）について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年8月22日（金） 19時00分～19時50分
出 席 状 況	13名（理事11名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	令和5度事業計画（案）について 事業の責任者・担当者について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年9月26日（月） 19時00分～19時35分
出 席 状 況	13名（理事12名、監事1名）
審 議 及 び 議 事 内 容	スキル up クッキング教室について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年10月17日（月） 19時00分～20時25分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	予算の執行状況と今後の取組について 議会の指摘事項について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年11月14日（月） 19時00分～20時10分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和4年12月19日（月）19時00分～20時40分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	来年度事業について 役員改選について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和5年1月23日（月） 19時00分～19時20分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	提案書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和5年2月20日（月） 19時00分～20時15分
出 席 状 況	15名（理事13名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	総会資料について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	令和5年3月22日（水） 19時00分～ 20時10分
出 席 状 況	14名（理事12名、監事2名）
審 議 及 び 議 事 内 容	総会資料について

決 算 報 告 書

第 6 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

香川県三豊市三野町下高瀬1978番地1



貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	369,727
小口 現金	19,066	預り金(源泉所得税)	24,189
普通 預金	1,960,852	流動負債 計	393,916
現金・預金 計	1,979,918	負債合計	393,916
(売上債権)		正 味 財 産 の 部	
未 収 金	26,581	【正味財産】	
売上債権 計	26,581	前期繰越正味財産額	1,613,943
流動資産合計	2,006,499	当期正味財産増減額	152,088
【固定資産】		正味財産 計	1,766,031
(有形固定資産)		正味財産合計	1,766,031
構 築 物	75,108		
機械及び装置	78,340		
有形固定資産 計	153,448		
固定資産合計	153,448		
資産合計	2,159,947	負債及び正味財産合計	2,159,947

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金	19,068
普通 預金	<u>1,960,852</u>
現金・預金 計	1,979,918

(売上債権)

未 収 金	<u>26,581</u>
売上債権 計	<u>26,581</u>

流動資産合計 2,006,499

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物	75,108
機械及び装置	<u>78,340</u>
有形固定資産 計	<u>153,448</u>

固定資産合計 153,448

資産の部 合計 2,159,947

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金	369,727
預り金 (源泉所得税)	<u>24,189</u>

流動負債 計 393,916

負債の部 合計 393,916

正味財産 1,766,031

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊の
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 128,840

【受取助成金等】

受取負担金 325,055

受取補助金 528,040

受取交付金 11,130,273

【事業収益】

受託事業収益 80,000

【その他収益】

受取 利息 38

雑 収 益 57,881

経常収益 計

12,250,127

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 172,755

人件費計 172,755

(その他経費)

業務委託費(事業) 260,900

諸 謝 金(事業) 284,436

印刷製本費(事業) 667,720

会 議 費(事業) 12,576

旅費交通費(事業) 11,476

通信運搬費(事業) 32,510

消耗品 費(事業) 774,646

食 糧 費(事業) 58,750

修 繕 費(事業) 46,640

施設燃料費(事業) 27,731

賃 借 料(事業) 45,570

保 険 料(事業) 63,250

研 修 費(事業) 7,970

支払手数料(事業) 19,550

支払助成金 605,000

その他経費計

2,918,725

事業費 計

3,091,480

【管理費】

(人件費)

給料 手当 5,565,291

役員 報酬 664,000

役員議事報償費 540,000

法定福利費 907,020

人件費計 7,676,311

(その他経費)

印刷製本費 80,703

会 議 費 12,672

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

旅費交通費	1,740	
車両燃料費	23,638	
通信運搬費	303,304	
消耗品 費	107,516	
水道光熱費	46,900	
新聞図書費	600	
減価償却費	106,575	
保 険 料	148,764	
諸 会 費	20,000	
リース 料	366,696	
租税 公課	600	
業務委託料	107,700	
支払手数料	3,840	
その他経費計	1,330,248	
管理費 計		9,006,559
経常費用 計		12,098,039
当期経常増減額		152,088
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		152,088
当期正味財産増減額		152,088
前期繰越正味財産額		1,613,943
次期繰越正味財産額		1,766,031

決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
理事長 綾 恭司 様

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和5年4月4日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

監事 藤谷 静男 

監事 和泉 隆司 

全役員名簿

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	綾 恭司	三野町下高瀬430番地3	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
副理事長	滝口 直樹	三野町大見甲2416番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
副理事長	三好 章由	三野町大見甲1301番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
理事	綾 弘彰	三野町下高瀬382番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	石井 多江子	三野町下高瀬1902番地1	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	田尾 真弓	三野町大見甲4760番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	関 敬三	三野町下高瀬2095番地3	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	則包 哲生	三野町大見甲6633番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	藤田 恵子	三野町大見甲1309番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	前田 俊夫	三野町吉津甲2503番地2	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	丸岡 睦好	三野町下高瀬533番地1	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	横澤 明良	三野町下高瀬1245番地1	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	無
監事	和泉 隆司	三野町吉津甲388番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
監事	藤谷 静男	三野町吉津乙1402番地	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊みのと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民の集いの場づくりなどによる地域住民の交流に関する事業
- (2) 各種講座の開催などによる安全、安心、防災に関する事業
- (3) 里山整備などによる環境保全に関する事業
- (4) 各種講座の開催などによる健康及び福祉に関する事業
- (5) 地域産業の振興に関する事業
- (6) 関係諸団体との連携に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。) 上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体
(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 理事及び監事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 前 4 項の規定にかかわらず、任期満了前、2 年以内の最終の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあつては理事会又は総会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数

の3分の1を超えてはならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、もしくは他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 公正
副理事長	細川 芳樹
副理事長	藤谷 静男
理事	綾 弘彰
同	和泉 邦一
同	市村 光利
同	岡田 早江子
同	関 敬三
同	則包 哲生
同	藤田 恵子
同	堀家 覚

同 前田 俊夫
同 三木 茂
監事 丸岡 英明
同 横田 美智子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

この写しは、定款の原本と相違ありません。

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 1978 番地 1
団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊みの
代表者の氏名 理事長 三好 章由

